# 障害保健福祉関係主管課長会議参考資料

# 【各地域での取組事例】

- 【資料1】 特別支援事業(先駆的・モデル的に実施する事業)の実施例
  - 高 知 県「高知県障害児長期休暇支援事業」
  - ・我孫子市「失語症会話パートナー派遣事業」
- 【資料2】 地域性等を踏まえた制度運用の在り方等の検討事例(新潟市)
  - ・新潟市障がい者地域自立支援協議会移動支援部会の報告
- 【資料3】 コミュニケーション支援広域支援検討事業の参考事例
  - ・21年度に事業を実施した例(広島県)
  - ・既に広域派遣を実施している例(高知県)

平成22年3月4日(木)

社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

# 事業実施の背景

養護学校の児童生徒(特に寄宿舎の児童生徒)の長期休暇中、家族は仕事を休んだり、介護者等を雇うなど身体的にも経済的にも大きな負担を負うことになる。また、児童生徒本人も、長期休暇中家に閉じこもりがちとなることで、精神的にも身体的にも負担が生じることになる。

# 趣旨

養護学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助(以下「障害児援助」という。)を行うことにより、障害児やその保護者の 地域生活を支援する。

# 対象児童

療育手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた児童及びそれに準ずると事業実施主体が認める児童

# 事業実施主体

中核市を除く市町村及び社会福祉法人、NPO法人、その他ボランティア団体等で適切な事業運営ができると認められる団体

# 実施方法

- (1) 事業実施主体は、対象児童の保護者、障害者相談員等の協力を得て実施する。
- (2) 事業を利用する児童を公平に扱い、精神状態、体調等を考慮し適切な援助を行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、障害児を適切に援助できる者を配置するものとし、原則、年間14日以上、1日平均6時間以上開設する。
- (4) 実施場所については、学校等の余裕教室、公民館、集会所等の社会資源を活用して実施。

# 補助基準額·補助率

<u>一団体当たり年間1,062,000円</u>

補助率 1/3以内

# 基準額の考え方(算定根拠)

(6,850円×3+2,000円×3)×40日=1,062,000円

■人員配置:スタッフ3名+補助員3名/日

■単 価:6,850円/スタッフ1名/日、2,000円/補助員1名/日

■開催日数:40日



<参考> (平成20年度実績)

●1日平均利用者数:7~14人

●開催日数:14~31日

# 障害児長期休暇支援事業の実施内容

実施主体	就労継続B型事業所を 運営している社会福祉法人	重症心身障害児施設を 運営している社会福祉法人	香南市 (地域生活支援センターに運営を委託)
場所	養護学校 (プレイルーム・プール・体育館)	市社会福祉センター	保健センター
期間	H21.7.21~8.31 (土日、お盆を除く毎日) 延べ27日間	H21.7.21~H21.8.31 H21.12.25~H22.1.7 H22.3.23~ H22.3.31 (土日、お盆、年末年始を除く) 延べ40日	H21.7.21~8.31 (土日を除く毎日) 延べ30日間
時間	8:30 <b>~</b> 17:30	8:30~18:00	9:00~17:00
スタッフ	スタッフ5~6人 (8人のスタッフが交代制)	スタッフ5~6人 有償ボランティア 1~5人 (登録者36人)、 無償ボランティア 若干名	スタッフ2~5人 (11人のスタッフが交代制) 有償ボランティア2名
利用者	1日平均9人 実利用者数13人 (知的3人 自閉症6人 ダウン症2人 重複障害2人)	一日平均6人 実利用者数10人 (知的 自閉症 重症心身障害児)	1日平均4人 実利用者数15人 (知的4人 自閉症6人 ADHD2人 重症心身障害児3人)
利用料	1日1,000円	1日1, 000円	1時間100円
感覚遊び 室内遊び 買い物 バー 内容 ベキュー 水遊び プール ドライブ など		感覚遊び ゲーム トランポリン サッカー 散歩 フリスピー クッキング ドライブ プール など	畑づくり 水遊び 読み聞かせ 散歩 個室での見守り レクリエーション 調理 など

<sup>※</sup>いずれも会場借料は無料だが、光熱水費の実費を負担。

# 失語症会話パートナー派遣事業(我孫子市)

# 事業実施の背景

- ■訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。
- ■失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

# 趣旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

# 事業内容

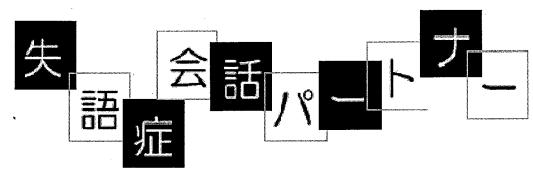
- (1) 失語症会話パートナーの養成 定員15名とし、4~5名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講 費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催 会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3)失語症会話パートナーの派遣 個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適していると の判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

# 活動実績

養成講座修了者...14人(H21'実施分) パートナー派遣利用者...291人(H21.4~11の延べ人数)

## 【参考:講習と実習の主な内容】

	ΣΓ 1 (L) Z
第1回講習	コミュニケーションとは 失語症の基礎知識 会話パートナーの役割 コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状 失語症と間違えやすい他の障害 話しことばの工夫
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫
第3回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫 コミュニケーションの話題を考える
第3回講習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法 失語症者・家族の体験談
第4回実習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法
第4回講習	良い例、悪い例について 移動の介助方法
第5回実習	自由会話の実践
第5回講習	友の会活動の紹介 リハビリテーションとは 社会福祉サービスの基礎知識 これまでのまとめ



とお話ししませんか。

# ・・・・・ あなたも参加してみませんか? ・・

我保子市では、脳出血や脳便塞などの後遺症によって失語症と診断された方に、コミュニケーションを支援するための失語症会話パートナーを派遣しています。

失語症によって、言いたいことが伝わらず悩んでいる方、ことはを聞いて理解することがむずかしい方など、一緒にコミュニケーションを楽しみませんか。

# どんなときに利用できるの?

話し相手がほしい・・・

外出したいけれど、コミュニケーションが不安・・・

そのようなときに、失語症のことを理解して、言葉を補いながら 会話ができる失語症会話パートナーを派遣します。

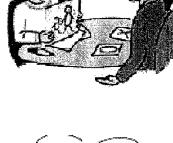
## 交流できる場はないの?

「保健センター」と「こもれび」には、失語症の方が気軽に集まれる交流の場があります。失語症会話パートナーが1対1でコミュニケーションのお相手をしますので、ぜひご参加ください。



【毎選金曜】東我孫子近隣センターこもれび いずれも午後2時から3時までです。

- 対象 市内に在住する失語症の方
- 費用 無料





[お問い合わせ先]

障害者福祉センター TEL 7188-0141 FAX)7188-0242

# 新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会の報告

# I. 経緯

- 移動支援事業が地域生活支援事業となり、市町村の地域性を踏まえた運用を行うことが可能となった。
- 新潟市障がい者地域自立支援協議会で、移動支援に係る課題が多く出された。 (例)
  - ガイドヘルパーが不足している
  - 報酬が低い
- 新潟市の地域性を踏まえた移動支援事業の運用について、官民共同で協議をする場を設置すべき。



新潟市障がい者地域自立支援協議会の第1号の専門部会として 「移動支援部会」を平成20年10月に設置。

# Ⅱ. 検討

- 移動支援事業者,相談支援事業者,行政で協議を開始。
- 当事者団体に意向調査を行い、当事者の意見を聴取。
- 新潟市の地域性を踏まえ、テーマごとに課題を抽出し、改善するべきところを掘り下げて議論。



# はじめに

- 1 制度・サービスの内容
- 2 関連サービスについて
- 3 対象者
- 4 支給決定
- 5 報酬
- 6 利用者負担
- 7 ヘルパー・事業所の課題
- 8 個別論点(公共交通の利用等、周知・広報)

おわりに

# Ⅲ. 施策への反映

- 平成21年9月の新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会で、移動支援部会最終報告を提出。
- 〇 報告書の提言内容を移動支援事業の制度に反映させるべく、予算措置が必要な個所は予算要求を行った。
- 移動支援事業の運用面を見直すべきところは、見直しを検討。



平成22年4月に移動支援事業の制度見直しを行う予定。

# -/-

# 新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会 最終報告

~新潟市における移動支援の在り方について~

# 平成21年9月14日

	目 次	
は	じめに	2
1	制度・サービスの内容 (1)通学 (2)通所 (3)通勤 (4)事業類型 (5)宿泊を伴う旅行	3 4 5 6 7
2	関連サービスについて (1)日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係 (2)福祉有償運送との関係	8
3	対象者	1 0
4	支給決定 (1) ケアマネジメント (2) 支給量	1 1 1 2
5	幸好劑	1 3
6	利用者負担	1 4
7	ヘルパー・事業所の課題 (1) ヘルパーの養成等 (2) 事業所の不足	1 5 1 6
8	個別論点 (1)公共交通の利用等 (2)周知・広報	1 7 1 8
お	わりに	1 9
	参考) ・ 開催経緯 ・ 委員名簿	2 0 2 2

#### (本報告について)

- 本部会は、「新潟市における障がい者の移動支援の在り方」を検討するため、新潟市障がい者地域自立支援協議会第二回全体会(平成20年9月19日)で承認を得て、平成20年10月に設立されたものである。
- 本部会では、障がい者の移動に係る支援施策を幅広く議論すると共に、 市町村が実施する地域生活支援事業である「移動支援事業」について、新 潟市の地域性等を踏まえた制度運用の在り方を中心に議論してきた。
- 平成21年3月、本部会での議論を踏まえ、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、「中間報告」をとりまとめ、新潟市障がい者地域自立支援協議会第三回全体会(平成21年3月27日)に報告した。
- また、「中間報告」及び「これまでの議論の整理」を各障がい者団体及び 新潟市内の全ての移動支援事業所へ送付し、これに対する意見募集を行い、 これらの意見を踏まえ、中間報告で引き続き議論を行うこととされた課題 等について本部会で議論を行った。
- そして今般、本部会は、新潟市における移動支援事業の制度運用等について、最終報告を以下のとおりとりまとめるものである。

なお、現時点において、本部会の議論の中では、一定の結論を得るまで に至らず、今後、引き続き議論していかなければならない事項もあるため、 これらについては、新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会におい て鋭意検討を継続していくべきである。

#### 1 制度・サービスの内容

#### (1) 通学

- 学校への通学については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。 ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。
- 学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援 学校、大学、専門学校及び保育所をいう。以下同じ。)への通学については、 第一義的には、学校等又は保護者の送迎を基本とするべきである。
- 通学の支援は学校等が行うべきものであるため、福祉施策である移動支援事業を利用し週5回の通学を行うなどの長期かつ継続的利用を認めることは適当ではない。
- しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通学を 行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。
- 適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在 暫定措置としている最大週3回までの通学の利用について引き続き制度と して認めるべきである。
- この場合について、個別の事情を勘案し利用を認めた事例を蓄積することは、課題を整理するうえで有用であることから、情報を一元的に把握することが望ましい。
- また、今後教育部局と連携を図り、各学校にアンケート調査を行うなど 通学における支援ニーズを的確に把握する必要がある。さらに、継続して 通学に係る課題について検討を行う協議の場を設けることが望ましい。

#### 【現行制度】

- 施設への通所については、原則、移動支援事業での利用を認めていない。 ただし、保護者の疾病など一時的なものであれば、利用を認めている。
- 通所施設等(日中活動系事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う事業所をいう。以下同じ。)、短期入所事業所、児童デイサービス事業所、旧法通所施設、日中一時支援事業所、地域活動支援センター、小規模作業所、障がい児放課後支援事業所、放課後児童クラブ及びこれらに準じる施設をいう。以下同じ。)への通所については、既存の各種助成事業等を活用し、通所施設等又は保護者の送迎を基本とするべきである。
- しかし、個別に家庭の事情等を勘案した結果、移動支援事業での通所を 行うことが真にやむを得ないと判断される場合もある。
- 適切なアセスメントを行い真にやむを得ないと判断される場合は、現在 暫定措置としている最大週3回までの通所の利用について引き続き制度と して認めるべきである。
- 日中活動系事業所、旧法通所施設及び短期入所事業所においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金の特別対策事業である通所サービス利用促進事業を活用することにより、事業所が行う送迎経費について公費助成を受けることができる。

現時点においては、当事業は平成23年度末までの経過措置とされているが、対象施設においては、当事業を有効活用することにより、積極的に 送迎サービスを実施するべきである。

○ 一方、日中一時支援事業所については、地域生活支援事業であるため通 所サービス利用促進事業の対象とされていないことから、送迎サービスを 行うことが事業所の責任であるとまではいえない。

これについて、日中一時支援事業所が積極的な送迎サービスを実施する ため、報酬上の送迎加算を設けることを検討するべきである。

#### (3) 通勤

- 通勤や営業活動等の経済活動に係る外出での利用は、一切認めていない。
- 企業等への通勤については、経済活動が目的であるため勤務先又は自己 費用での移動が基本である。
- 障がい者を雇用する企業は、障害者雇用納付金制度に基づく助成金である重度障害者等通勤対策助成金を受けることができることから、障がい者を雇用する企業においては、これらの助成施策を有効に活用し障がい者の通勤を支援することが望ましい。
- また、企業が共同でタクシー事業者と契約し、乗り合いタクシーなどを 通勤に利用している事例もあることから、各機関は好事例の情報を収集し、 必要に応じて周知又は紹介を行うことが望ましい。

#### (4) 事業類型

#### 【現行制度】

- 新潟市の移動支援事業では、「個別支援型」(1対1の支援)、「グループ 支援型」(1対複数の支援)を実施しているが、グループ支援型の利用はほ とんどされていない。
- 他都市では、「車両輸送型」や「ボランティア型」などの実施例がある。

#### (グループ支援型について)

- グループ支援型については、同一の外出目的がある複数の利用者が、可能 な範囲で一体的な支援を受けるものであるので、限られた社会資源を有効に 活用するためには、非常に有効な支援方法である。
- しかし、現行の報酬体系ではヘルパーの人数により報酬が算定されるものであるため、ヘルパー1人に対して利用者の人数が増えるほどより高度な支援内容が求められることに対し、報酬面でのインセンティブが全くないことから、グループ支援の利用が進んでいないと考えられる。
- これについて、他都市の事例等を参考にして利用者の人数により報酬額が 増額される算定方式に見直すべきである。
- この場合、現行のグループ支援の報酬算定は、事業者が按分報酬額を計算 し請求するという極めて煩雑な請求方式であるため、新潟市においてグルー プ支援型のサービスコードを設定するなど、事業者の事務処理について配慮 するべきである。

#### (その他の類型について)

○ 車両輸送型やボランティア型などその他の類型の実施については、引き続き新潟市及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において他都市の事例等を研究し、必要に応じて事業実施の検討をするべきである。

#### (5) 宿泊を伴う旅行

- 移動支援事業は、「一日の範囲で用務を終えるものに限る。」とされており、一泊以上の旅行には利用できない。
- 移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出等日常生活での外出の際 に利用するサービスであり、一泊以上の旅行に利用することは想定されて いない。
- 一方、社会参加の促進や活動範囲の拡大などに伴い、一泊以上の旅行に 対する移動支援のニーズが多くあることは確かである。
- これについて、移動支援事業が限られた財源の中で運営されており、将 来に渡り安定的な制度を維持するためには、すべての旅行に対するニーズ を手当てすることは不可能と言わざるを得ない。
- しかし、障がい者の自己決定の重要性に鑑み、すでに必要と認められ支給されている支給量の中で、日常生活での外出を制限し、それにより残された支給時間を一泊以上の旅行に利用することは、一定の条件の中で制度的に認容するべきである。
- この場合において、移動支援事業は外出に伴う移動を支援するためのサービスであることを踏まえれば、宿泊先の室内における支援を移動支援の対象とすることは適切ではない。
- また、移動支援事業所の労務管理関係規則等により、従業者の労務管理 がなされるものであるから、一泊以上の旅行に対する支援については各事 業所が応諾できるか否かを決定することができるものである。

#### 2 関連サービスについて

(1) 日中一時支援事業等の福祉サービスとの関係

#### 【現行制度】

- 日中に施設において見守り等の支援を行うサービスとして「日中一時支援事業」がある。児童の夏休み期間や平日の放課後などの支援について、 移動支援事業と日中一時支援事業は、相互補完関係にある。
- 放課後や長期休暇中の一時預かりについて、日中一時支援事業よりも手 厚い1対1の支援を求めて、移動支援事業を預かり目的で利用している事 例があるとの報告がなされているところ。
- 本来、移動支援事業は明確な外出目的がある場合に利用されるべきサービスであり、限られた社会資源を有効に活用するためにも、日中一時支援 等の通所型サービスを強化拡大していく必要がある。
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、
  - ・ 放課後や夏休み等の居場所の確保のため放課後等デイサービス事業を 創設する
  - ・ 保育所等における障がい児の受入れを支援するため施設スタッフが保 育所等を訪問する保育所等訪問支援事業を創設する
  - こととされており、いずれも平成24年4月1日施行とされている。
- 放課後等デイサービス事業が創設されるまでの間、日中一時支援事業及 び児童デイサービスを活用することにより、放課後や長期休暇中の一時預 かりや療育支援を強化することが必要である。
- とりわけ児童デイサービスは、本年4月1日の報酬改定によりII型(主 に就学児童を対象とする類型。)の報酬が70%程度の増改定となり、更に 各種加算も整備されたところ。

児童デイサービスは、経過的デイサービス事業所以外でも指定基準を満たせば新規指定を受け事業実施することが可能であるので、各障害福祉サービス事業所においては、放課後や長期休暇等の療育支援体制を強化するため、児童デイサービスの活用を積極的に図るべきである。

#### (2) 福祉有償運送との関係

- 移動支援事業において、ヘルパーが運転する乗用車に利用者を同乗させ、 移動する場合は、道路運送法による福祉有償運送の登録が必要不可欠となっている。
- 新潟市の中心部以外では、公共交通機関が十分に整備されているとはい えない状況であるので、乗用車による移動が主とならざるを得ないことか ら、福祉有償運送の活用は必要不可欠である。
- 福祉有償運送の運転者講習については、新潟市社会福祉協議会及び新潟市内の福祉有償運送事業者等からなる任意団体「新潟市福祉有償運送事業者連絡会」により、本年6月に研修を行っており、今後も必要な研修は確保される見込みとなっている。
- 新潟市においては、福祉有償運送を伴う移動支援を行うことが重要であることから、福祉有償運送の実施事業者を確保することが必要である。

#### 【現行制度】

○ 現在、移動支援事業の対象者については、全身性障がい、視覚障がい、 知的障がい、精神障がいが支給対象とされている。

(発達障がい者の取扱い)

- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171 回通常国会提出)において、発達障がい者が障害者自立支援法に規定する 精神障がい者に含まれることが明確化された。
- これにより、移動支援事業の対象者にも発達障がい者が含まれることを明確化し、医師の診断書等によりサービスを受給することができるなど必要な手続き方法を広く周知・広報するべきである。

(全身性障がい者の範囲の拡大)

- 現在、全身性障がい者として移動支援の対象となるものは、身体障害者 手帳の肢体不自由が 1 級であり、かつ両上肢及び両下肢に機能障がいを有 する者とされている。
- しかし、下肢不自由2級又は3級程度でも常時車いすを使用している者など、移動に係る支援を必要としている状況である。 また、他の政令市の取扱いでは、半数以上の都市が肢体不自由1級以外に対象者を拡大している状況である。
- これらを踏まえ、常時車いすを利用する者についても移動支援事業の対象者とすることを検討すべきである。
- これについて、高齢者に対する介護サービスは原則介護保険制度で行っているところであり、高齢で障がいとなり常時車いすを利用する者を全て新規利用の対象とすることは、現時点における社会資源の関係上困難であることに留意が必要である。
- 当然にして、全身性障がい者の範囲拡大以外の部分については、現状ど おり年齢にかかわらず利用が可能であるべきである。

#### 4 支給決定

(1) ケアマネジメント

- 各区ケースワーカーが利用者に対する調査を行い、利用可否の判断等について個別事情等を勘案し、各区で支給決定を行っている。
- 支給決定について、支給要否や支給量の決定に当たり相談支援事業者によるケアマネジメントを導入するべきであるという議論も行われた。 相談支援事業者がサービス提供事業者に対しケアプランの説明や、サービス利用状況のモニタリングなどを行うことにより、より適正かつ円滑な制度運営をすることができる。
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成21年3月31日第171回通常国会提出)において、平成24年4月1日より相談支援事業者が原則全てのサービスを利用する障がい者に対し作成するサービス利用計画(ケアプラン)を障害福祉サービスの支給決定プロセスに組み込むこととされている。
- また同法律案では、平成 24 年 4 月 1 日より市町村は、地域における相談 支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談を総合的に行う基 幹相談支援センターを設置することができることとされている。
- 相談支援事業者によるケアマネジメント制度については、移動支援事業のみが先行的に導入することは相談支援事業者の体制などの問題があることから、障害福祉サービスのケアマネジメントの導入と併せて検討することが適当である。
- それまでの間、より適切なサービス利用がなされるよう、関係者間で必要な連携を行っていくこととする。

#### (2) 支給量

#### 【現行制度】

- 個別に必要と認められる時間数を支給決定しており、支給限度時間や支 給基準時間は設けていない。
- 支給量については、多くの政令市が支給上限時間や標準支給時間等を設けている中で、新潟市においては、個別に勘案し必要と認められる時間を 支給決定しており、支給上限時間や標準支給時間を設定していない。
- 新潟市における移動支援事業は、過去数年の推移として利用者数、利用 時間数及び費用額といずれも増加傾向にあり、このまま増加が続けば、限 られた財源の中でいずれ危機的状況を迎える可能性がある。
- 現在の移動支援事業という制度を将来に渡り安定的に運営するためには、 行政と事業者及び利用者皆で努力することも必要である。
- しかしながら、新潟市の移動支援事業は個別事情を勘案し支給限度時間 を設けずに必要な時間数を支給するという、全国に誇れる制度であり、こ れについて、現段階で利用限度時間を設けるなどにより、利用している者 の福祉を低下させることは好ましくない。
- 真に必要な利用時間を制限しない条件で、障がい者の障がい種別や程度 及び置かれている環境等を勘案した利用の標準的な時間を設定し、支給決 定の際に参考とする方法も検討するべきである。
- また、移動支援事業の制度の安定性を鑑みれば、障害者自立支援法に基づく介護給付である通院等介助、重度訪問介護及び行動援護等の対象になる者は、これらの介護給付を優先的に利用し外出することにより、地域生活支援事業である移動支援が安定的に運営されることとなるので、可能な限り介護給付を利用するべきである。

#### 5 報酬

- 現在、移動支援事業の報酬については、「身体介護を伴う場合」と「身体 介護を伴わない場合」の2種類に分類し、「身体介護を伴う場合」は居宅介 護の身体介護と同単価、「身体介護を伴わない場合」は居宅介護の家事援助 と同単価とされている。
- 国が平成 21 年 4 月に報酬改定を行ったことから、新潟市の移動支援事業の報酬単価も同様に見直し、「身体介護を伴う場合」は約 3%の増改定、「身体介護を伴わない場合」は約 27%の増改定となった。
- ※ いずれも 1.5 時間未満の単価で改定率を算出
- 報酬については、「身体介護を伴わない場合」の報酬単価が低すぎるとい う意見が出ていたところであるが、本年4月の報酬改定により「身体介護 を伴わない場合」の短時間について、大幅に増改定がなされた。
- 移動支援事業者の経営収支を調査したところ、平成20年度と比べ平成21 年度は収支が改善されている。
- しかしながら、厚生労働省が行った平成 20 年度障害福祉サービス等経営 実態調査によると、訪問系サービス事業所の従事者常勤率は施設系事業所 に比べ圧倒的に低く、その給与水準も低い状況であり、これにより事業収 支が成り立っているものともいえる。
- 訪問系サービス事業所の従事者については、特に処遇改善が求められているところであり、報酬単価の底上げによりその改善を図るべきものであるが、本部会としては、報酬以外の課題をより優先的に取り組む必要があると判断し、これについて具体的提言は行わないこととする。
- ただし、1.(4)で述べたとおり、グループ支援の報酬単価の在り方など、改善を要する個所については、きめ細かく手当てする必要がある。

#### 【現行制度】

- 現在、移動支援事業の利用者負担については、
- ① 個別給付との統合負担上限月額の設定
- ② 負担上限月額を概ね8分の1に引き下げる軽減措置
- ③ 一般世帯2割、非課税世帯3割の軽減措置 などの各種負担軽減措置が講じられているところ。
- また、平成21年7月より、国の制度改正により上記②の軽減を受ける ための資産要件が撤廃された。
- 移動支援事業においては、今後ともサービス量の充実が必要とされるなか、税財源である給付費と共に利用者本人も一定の負担を行うことで制度の安定的な運営のために皆で支えあうことができる。
- 移動支援事業の利用者負担の在り方については、障害福祉サービス及び 地域生活支援事業の制度全体で検討するべきものであることから、本部会 としては、具体的な提言は行わない。
- なお、一部の委員からは、新潟市独自軽減について、国の制度としての 利用者負担が引き下げられている中で、その必要性が低くなっている旨の 意見があったところ。
- また、新潟市独自軽減及び統合負担上限月額の設定は、事業者の請求事 務が煩雑になっていることから、事務負担の軽減を求める意見もあった。
- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(平成 21 年 3 月 31 日第 171 回通常国会提出)において、障害福祉サービスの利用者負担については、負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されていることから、法改正の動きを注視し、地域生活支援事業の利用者負担の設定を検討するべきである。

#### 7 ヘルパー・事業所の課題について

#### (1) ヘルパーの養成等

- 移動支援従事者の資格要件については、市で独自に設定することが可能 とされている。
- 新潟市では、各障がい種別(視覚・全身性・知的)のガイドヘルパー養成研修修了者を従事者要件としている。
- 本部会の中間報告(平成21年3月11日付け)での「市で統一された資格研修の機会を確保することが必要」と提言を受け、新潟市が「新潟市移動支援従事者養成研修実施要網」を平成21年4月1日付けで制定し、新潟市認可のガイドヘルパー養成研修が整備された。
- 要綱に基づく新潟市移動支援従事者養成研修は、平成21年9月14日現在の認可状況で4事業所が合計10回の研修実施計画を提出し認可されており、受講者数(定員)は延べ510人に上っている。
- 従前は、各移動支援事業所が社内研修として行っていた研修を市の認可 養成研修として整備し、市で統一した研修機会を設けたことは、新潟市に おける移動支援従事者の質と量の確保に寄与したものである。
- 今後も、新潟市移動支援従事者養成研修を活用することにより、ガイド ヘルパーの確保を一層推進するべきである。

#### (2) 事業所の不足

#### 【現行制度】

- 行政区ごとの移動支援事業所数に不均衡がある状況。
- 行政区ごとの移動支援事業所数、支給決定時間数及び利用実績時間数を 調査したところ、旧新潟市域である東区、中央区及び西区は多くの事業所 が所在し支給時間及び利用時間が比較的多いが、それ以外の区ではいずれ も比較的少ないという不均衡がみられた。
- 特に南区及び西蒲区は、福祉有償運送を実施している移動支援事業者が 皆無であるという危機的な状況である。
- 本年4月の報酬改定や本報告による制度改善を踏まえれば、新規の事業 参入がしやすい環境になってきているといえる。
- 本部会は、新潟市内の障害福祉サービスを担う社会福祉法人が、その社会的責任や法人理念に鑑み、在宅障がい者の自立した日常生活又は社会生活をサポートするために移動支援事業を実施することを強く要望する。
- また、新潟市においても、事業者が不足している地域について事業者を 確保すべく積極的に取り組むべきである。

#### 8 個別論点

(1) 公共交通の利用等

- 公共交通や道路等については、関係法令に基づきバリアフリーを行うことが義務付けられている。
- 障がい者の自立した日常生活又は社会生活を確保することの重要性に鑑 みれば、公共交通機関や道路及び建築物等のバリアフリー化により、障が い者が移動を円滑に行えるまちづくりを促進する必要がある。
- さらに、公共交通等の物理的なバリアフリーだけではなく、全ての関係者が、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人の自立を促す環境づくりを十分認識することが重要である。
- 新潟市都市交通政策課では、「新潟市オムニバスタウン計画」により平成 19 年度から平成 23 年度の5年間でノンステップバスを毎年 22 台、5年間で計 110 台を導入することを計画している。これにより中心部以外も含む多くの路線でノンステップバスが導入されることが期待できる。
- 今後、新潟市障がい福祉課及び新潟市障がい者地域自立支援協議会において、障がい者が安心して公共交通機関を利用し外出できるよう、必要に応じ、実情の把握及び関係機関との調整に努力するべきである。

#### 【現行制度】

- 新潟市障がい福祉課が、年一回「障がい福祉サービス等利用ガイドブック」を作成しており、制度の説明や事業者リストの紹介がされている。
- 移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援するサービスであり、移動時及び外出先での支援を一体的に行うものである。
- しかしながら、一部の利用者は移動支援事業を輸送サービスとして理解 している現状が見受けられるとの報告がなされたところ。

大切な社会資源であるガイドヘルパーを有効活用するためには、きめ細 やかな周知広報が必要である。

- これについて、移動支援事業についての利用者向けガイドブックを作製するなどにより、周知・広報を行うことが望ましい。
- また、移動支援事業者においても、制度の細部については、判断に迷う ケースもあり、統一的な制度運用を確実に行うためには、移動支援事業者 向けの丁寧なマニュアルを作成することが望ましい。

# おわりに

- 以上のとおり、本部会では、新潟市における移動支援事業の制度運用等 について検討を行った。
- この検討結果を踏まえ、新潟市は、移動支援事業の制度運用について検 討し、必要な改正を行うべきである。
- 障がい者の移動に係る課題については、地域生活支援事業である移動支援事業だけで全ての課題について手当てを行うことは不可能であるので、 必要に応じ、福祉施策以外の教育施策や交通施策などとも連携して、障が い者を支援していくべきである。
- また、今後は地域住民やボランティア団体などと協働して、障がいのある方の地域生活を支えるためインフォーマルなサービスを開発、育成、活用していくことが大切である。
- 本部会は、今回の制度見直しにより、障がいのある方の移動に係る課題が少しでも改善され、住み慣れた地域で安心して地域生活を送ることができることにつながることを切に願うものである。

第1回 日時:平成20年10月30日(木)

議題:自立支援協議会で見えてきた課題、各委員より課題報告

第2回 日時:平成20年11月20日(木)

議題:検討に係る主な論点の整理、通学・通所について、その他

第3回 日時:平成20年12月18日(木)

議題:各政令市の取扱いについて、通学・通所について、その他

第4回 日時:平成21年 1月15日(木)

議題:ヘルパー要件について、事業所不足について、その他

第5回 日時:平成21年 2月19日(木)

議題:中間報告(案)について、その他

第6回 日時:平成21年 3月11日(水)

議題:中間報告について、その他

第7回 日時:平成21年 4月16日(木)

議題:移動支援事業従事者養成研修実施要綱について、その他

第8回 日時:平成21年 5月21日(木)

議題:意見募集について、各政令市の状況について、その他

第9回 日時:平成21年 6月18日(木)

議題:教育委員会との意見交換、その他

第10回 日時:平成21年 7月16日(木)

議題:最終報告のポイント(案)について、その他

第11回 日時:平成21年 8月6日(木)

議題:最終報告のポイント(案)について、その他

20

第12回 日時:平成21年 9月14日(月)

議題:最終報告(案)について

# 新潟市障がい者地域自立支援協議会 移動支援部会 委員名簿

委員名	所属	職名	関係機関
神田 義則 (部会長)	相談支援專		相談支援事業者
本田 ゆり子	(社福) 更生慈仁会 障がい児(者) 相談センター	相談支援専門員	相談支援事業者
篠田 隆	NPO法人自立生活センター新潟 ヘルプ協会ゆうゆう	福祉有償運送 専従する責任者	移動支援事業者 (全身性障がい)
奥村 京子	奥村 京子 (社福) 新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター		移動支援事業者 (視覚障がい)
渡邊 歩	(社福)更生慈仁会 十字園地域生活支援センター	センター長代理	移動支援事業者 (知的障がい)
小林 繁樹	(社福) 新潟太陽福祉会 おれんじぽーと	所長	移動支援事業者 (障がい児)
横尾 三代子	(社福) 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課市民活動推進室	室長	移動支援事業者
松田 邦彦	(社福) 中蒲原福祉会 わかばの家	施設長	移動支援事業者 (福祉有償運送)
山田 洋子	東区中地域保健福祉センター	所長 (副参事)	行政 (ケースワーカー)
草間 丈智	新潟市障がい福祉課介護給付係	副主査	行政

(敬称略、順不同)

# コミュニケーション支援広域支援検討事業

都道府県	広島県	事業名	平成21年度コミ	ュニケーション事業広	域支援検討会議
検討区分 (〇で囲んで下さい)	手話通訳者派遣事	業、要約	筆記者派遣	事業、その他(	)
問1 検討の経	緯について	·			
当初課題となっていたこと	① 通訳者派遣基準② 通訳者に支払う			がある。 統一されていな	ل۱°
問2 検討会に	ついて				
期間	平成21年9月~10月の間で3回実施 期間				
メンバー	県内各市町コミュニケーション事業担当者及びろうあ者専門相談員(設置 手話通訳者)				
検討内容	①手話通訳者の広域派遣(市(町)外派遣)に関する制度の設計・運用方法の検討 検討内容 ②県内全市町での手話通訳者派遣事業実施要綱の統一基準(モデル要綱)の依成				
問3 検討事業	の成果(広域支援事	業の運営	営方法につい	(て)	
実施主体	当事者の居住する市町実施主体				
派遣主体	手話通訳者の派遣( 来どおり当事者の原 の手話通訳者の派: 生活支援事業)	stするで	†町とする。/	ただし、広域派遣	<b>遣に対応するため</b>
費用	県内統一の広域単位として市町が負担。	西を設定	し, 通訳者 <i>σ</i>	)旅費・報酬はネ	ットワーク利用料
障害当時者団体が費用を負担 未実施市町村 の対応					
①市町の手話通訳者派遣事業 ほか、県事業の要綱の整理を その他 ②要約筆記者派遣事業につい 施する予定。		を実施。			
広域事業開始時期	平成22年4月				

# 市(町)手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号)第 77 条の規定に基づき、コミュニケーション支援事業を実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

## (用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 聴覚障害者

聴覚, 言語機能, 音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

(2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18 年8月1日付け障発第 0801002 号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の 円滑化を図ることを目的として, 市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

- (3) 手話通訳者
  - ア 手話通訳士の資格を有する者
  - イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者
  - ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

#### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、○○市(町)とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある障害者団体等に委託することができるものとする。

# (市(町)の責務等)

- 第4条 市(町)長は手話通訳者の必要に応じて健康診断等を実施し、頚肩腕症候群等の防止に 努めるなど健康管理に配慮しなければならない。
- 2 市(町)長は、研修の機会を設ける等,手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。

- 3 市(町)長は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等通訳派遣に係る調整者の設置等について配慮しなければならない。
- 4 市(町)長は、この事業の実施にあたり、関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮しなければならない。
- 5 市(町)長は手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に加入しなければならない。

# (手話通訳者の登録と取消し)

- 第5条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は県手話通訳認定 証の写しを添え、市(町)長あて「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調 書」(以下「調書」という。)(様式第2号)を提出することとする。
  - 2 前項の提出を受けた市(町)長は手話通訳者としての適否を審査し、登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(以下「台帳」という。)(様式第3号)に登載するとともに、手話通訳者に対し「手話通訳者証」(様式第4号)を交付する。
  - 3 手話通訳者は、交付された「手話通訳者証」を毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに市 (町)長あて「手話通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書」(様式5号)を提出しなければ ならない。
- 4 市(町)長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者は速やかに身分証明書を返納しなければならない。
- (1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」 (様式第6号)の提出があった場合
- (2) 第6条に違反した場合
- 5 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに市(町)長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに市(町)長あてに提出するものとする。

### (手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければらない。

- 2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- 3 手話通訳者は業務上知り得た情報を,申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供し

てはならない。

#### (派遣の対象)

- 第7条 市(町)長は、次に掲げる場合において、市(町)の区域内に住所を有する聴覚障害者等がコミュニケーションを図る必要があり、手話通訳を必要とすると認める場合は、手話通訳者を派遣するものとする。
- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
- (2) 財産・労働等権利義務に関する場合
- (3) 官公庁等の公的機関と連絡調整を図る場合
- (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
- (5) 地域生活及び家庭生活に関する場合
- (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの。
- (7) その他市(町)長が特に必要と認める場合ただし、次の場合は派遣対象から除く。
- (1) 営業活動等の営利的・経済的活動に関する場合
- (2) 通年かつ長期にわたる場合
- (3) 公序良俗に反し、本制度を適用することが適当でない場合

#### (派遣地域)

第8条 手話通訳者を派遣する範囲は、原則として広島県内とする。なお、通訳者の派遣を行う際に、〇〇市(町)登録者で対応できない場合、広島県が実施している、広島県障害者社会参加推進事業の中の広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業を利用することも可能とする。

#### (派遣の申込み)

第9条 手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」(様式第7号)を市(町)長あてに提出する。

### (派遣の決定及び却下)

第10条 市(町)長は,前項の申込みを受けたときは内容を審査し,派遣の可否を決定し,申込者に「手話通訳者派遣決定(却下)通知書」(様式第8号)により通知する。

派遣の必要を認めたときは、手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通 訳者に「手話通訳者派遣依頼書」(様式第9号)により派遣を依頼通知する。なお、派遣手話通 訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内 となるよう派遣手話通訳者の人数を調整することとする。

## (申込者の負担)

第11条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

#### (報告書の提出)

第12条 手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第10号)に記録し、毎月15日までに前月分を市(町)長に報告する。なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により速やかに市(町)長に報告する。

#### (派遣手当等の支給)

- 第13条 市(町)長は,各手話通訳者に対し,派遣実績に応じて,次に定める派遣手当等を支給する。
  - (1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下「派遣時間」という。)に対して1時間当たり2,000円を派遣手当として支給する。
    - なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については 1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上の ときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出し、派遣手当を支給する。
  - (2) 派遣時間のうち、午後 10 時から翌日午前5時(以下「深夜」という。)に該当するものには、100 分の150を乗じて得た額を派遣手当として支給する。
  - (3) 自宅から派遣先までの移動については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支給することとする。ただし、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合は、例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロメートルあたり35円を支給するものとする。また、有料道路や船舶等を使用した場合の料金について実費相当額を支給することとする。

# (運営委員会等の設置)

第14条 市(町)は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置し、聴覚障害者の意見を聞き、派遣実態を検証し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

# (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は市(町)長が別に 定める。

# 附則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

#### 広島県手話通訳派遣ネットワーク事業実施要綱案(H22.1)

(目的)

第1条 この事業は、広島県障害者社会参加推進事業実施要綱に基づき実施するものであり、 聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送るため、自己表現、自己実現、 社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号) 第 77 条の規定に基づき市町が実施するコミュニケーション支援事業を支援し、もって聴覚障 害者の福祉の増進に資することを目的とする。

具体的には, 県内の各市町が手話通訳者(奉仕員)派遣事業を実施する際, 登録通訳者等で対応できない場合等に対応する手話通訳者を派遣するためのネットワークの整備を目的とする。

### (ネットワークの整備方法)

第2条 このネットワークの整備方法は次のとおりとする。

- (1) 手話通訳士の資格を有する者,手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者,広島県初級認定通訳者で手話通訳者登録試験受験資格を有する者のうち,希望者を広島県登録通訳者(手話通訳派遣ネットワーク事業登録通訳者)として登録し,広域的な派遣体制を整備する。
- (2) この事業を受託した団体の長(以下,ネットワーク管理者と言う)は、登録通訳者の指導・監督を行うとともに、派遣する適任者の選定等、通訳者の派遣調整に係る調整者(コーディネーター)を配置することとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 聴覚障害者

聴覚, 言語機能, 音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

(2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

- (3) 手話通訳者
  - ア 手話通訳士の資格を有する者
  - イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者
  - ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

## (実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、広島県とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある 障害者団体に委託し、実施することとする。

# (事業受託先の責務等)

- 第5条 ネットワーク管理者は、必要に応じて手話通訳者の健康診断等を実施し、頚肩腕症候群 等の防止に努めるなど、健康管理に配慮しなければならない。
- 2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の研修の機会を設ける等、手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。
- 3 ネットワーク管理者は、手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に加入 しなければならない。

## (手話通訳者の登録と取消し)

- 第6条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は、ネットワーク管理者あてに「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調書」(様式第2号)を提出することとする。
- 2 前項の提出を受けたネットワーク管理者は手話通訳者として登録する場合は「手話通訳者派 造事業登録者台帳」(様式第3号)に登載することとする。
- 3 ネットワーク管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り 消すことができる。
  - (1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」(様式第4号)の提出があった場合
  - (2) 第7条に違反した場合
- 4 手話通訳者は、登録事項に変更があった場合、変更後の内容を書面で速やかにネットワーク管理者あてに提出するものとする。

#### (手話通訳者の責務)

- 第7条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければらない。
- 2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- 3 手話通訳者は業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供して はならない。

#### (事業内容と費用負担について)

第8条 ネットワーク管理者は,次の内容について,市町長等からの依頼により,手話通訳者の

派遣に関する連絡調整を行うものとする。なお、その際、ネットワーク管理者に支払う利用料の 負担については次のとおりとする。また、利用料の算定方法については、第9条のとおりとす る。

- (1) 手話通訳を必要とする聴覚障害者が他の都道府県へ移動する際,目的地において手話 通訳者の派遣を受ける場合。利用料については,この事業の委託料に含めることとする。
- (2) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が県内市町間で移動する際,目的地において手話 通訳者の派遣を受ける場合。利用料については,手話通訳者を必要とする聴覚障害者が 居住する市町の負担とする。
- (3) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住市町内で手話通訳者が確保できず、当該市町の登録通訳者以外の手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町の負担とする。
- (4) 他の都道府県から来県する手話通訳者を必要とする聴覚障害者に対して,目的地において手話通訳者の派遣依頼があった場合。利用料については,手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町等の負担とする。

(ネットワーク利用料の算出・支払方法について)

- 第9条 この事業を利用して手話通訳者の派遣を受けた市町長等は、ネットワークの利用料として、次の経費をネットワーク管理者に対して支払うものとする。
  - (1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下,「派遣時間」という。)に対して, 1時間あたり2,000円の報償費。なお,1件あたりの派遣時間が1時間に満たない場合,当 該派遣の時間については1時間とみなし,1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合 は,その端数が30分以上のときはこれを1時間とみなし,30分未満のときはこれを切り捨て て算出することとする。
  - (2) 手話通訳者が自宅から派遣先まで移動する場合,原則として公共交通機関を利用することととし,公共交通機関の料金の実費相当額を支払うこととする。ただし,派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合等は,例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロあたり35円を必要経費として算出することとする。
  - (3) 県外市町等からの依頼については、(1)(2)の経費に加え、1件あたり、1,000円の事務費をネットワーク利用料に含め算出することとする。

(派遣に関する連絡調整の申込みと決定事務)

第10条 市町長等が手話通訳者の派遣に関する連絡・調整を依頼する場合は、依頼文書(様式 第5号)に提出された派遣依頼書の写しを添え、ネットワーク管理者あてに提出することと する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- 2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通訳者に対し、市町長等から送付された派遣依頼書により派遣を依頼通知する。なお、手話通訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内となるよう、派遣手話通訳者の人数を調整することとする。
- 3 市町長は派遣決定通知(様式第6号)をネットワーク管理者から受領後,申込者に通知することとする。
- 4 市町長からの通訳者の派遣依頼は、原則として派遣日の5日前までに行うものとする。ただし、 緊急の場合はこの限りではない。

## (報告書等の提出)

- 第11条 手話通訳者は,通訳業務終了後,その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第7号) に記録し、毎月15日までに前月分をネットワーク管理者に報告することとする。なお、手話通 訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、 通訳業務終了後、同様式により速やかにネットワーク管理者に報告することとする。
- 2 手話通訳者から報告書が提出された場合,ネットワーク管理者は速やかに市町長等に対して報告書の写しとネットワーク利用にかかる請求書を提出することとする。市町長等は報告書の内容を確認後,ネットワーク管理者に対してネットワーク利用料の支払を行うこととする。
- 3 ネットワーク管理者は市町長等からネットワーク利用料の支払を受けた場合,登録通訳者に 対して速やかに報償費と旅費の支払を行うこととする。
- 4 ネットワーク利用料の支払いに関する書類の保存年限は会計年度終了後,3年とする。また、ネットワーク管理者が市町長等から支払に関する書類等の提出を求めらた場合は、速やかに当該書類等の写しを提出しなければならない。

## (運営委員会の設置)

第12条 ネットワーク管理者は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

#### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

# 【資料3-2】

18高障害第960号 平成18年9月21日

各市町村障害担当課長 様

高知県障害福祉課長 (公 印 省 略)

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業に関する委託契約について

日ごろは、高知県の障害者施策に格段のご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記の事業につきましては、市町村地域生活支援事業の必須事業として位置づけられておりますが、委託契約の方法につきましては、事務の軽減を図るため、市町村から委託契約に関する権限を県に委任していただき、県が下記団体と契約する方法を検討し、進めてきたところです。

この度、両事業につきまして実施要綱(別添1及び2)を作成しましたので、内容を確認していただき、同封の委任状を<u>平成18年9月27日(水)・期限厳守</u>までに高知県障害福祉課・掛水まで提出していただきますようお願いします。

記

1 手話通訳者派遣事業

社団法人高知県聴覚障害者協会

2 要約筆記者派遣事業

特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会

【担当】 高知県障害福祉課 掛水

【電話】088-823-9634

### 手話通訳者派遣事業実施要綱

#### 1 目的

聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

市町村とする。ただし、事業を社団法人高知県聴覚障害者協会(以下「聴障協」という。)に委託することができるのものとする。この場合、実施主体はこの聴障協に対して当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督するものである。

#### 3 事業内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣を行う。

#### 4 手話通訳者

手話通訳者養成講座を修了し、登録試験に合格し聴障協が認定した者のうち、通訳者として登録を行った者。(同等の技術を有することを聴障協が認めた者を含む)

#### 5 対象者

県内に居住する聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者

#### 6 対象となる派遣内容

原則、個人からの依頼で市町村が派遣を認めた場合

(例: 役場や学校、病院等で説明を受けたり、協議が必要な場合)

#### 7 実施方法

#### 【聴障協に派遣依頼があった場合】(フロ一図1)

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者(以下「派遣希望者」という。)から依頼を受けた聴障協は、派遣希望者が居住する市 町村に手話通訳者派遣依頼通知書(様式1)を送信する。
- (2) 市町村は、派遣を必要と認めた場合、担当者が確認印を押印して聴障協に返信する。
- (3) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (4) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書(様式2)を送信する。
- (5) 手話通訳を行う。
- (6) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書(様式3)を提出する。
- (7) 聴障協は四半期毎 (7、10、1、4月の各10日まで) に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求 する。(様式4)
- ※ 事前に市町村の確認を取ることを原則とするが、やむを得ない事情により急遽派遣が必要になった場合は、市町村の確認が 派遣後になる場合もある。(夜間、土日の急病等)

#### 【市町村に派遣依頼があった場合】(フロー図2)

- (1) 手話通訳者の派遣を必要とする者(以下「派遣希望者」という。)から依頼を受けた市町村は、聴障協に手話通訳者派遣 依頼書(様式5)を送信する。
- (2) 聴障協は、登録手話通訳者の派遣について調整を行う。
- (3) 聴障協は、派遣希望者及び市町村に手話通訳者派遣決定通知書(様式2)を送信する。
- (4) 手話通訳を行う。
- (5) 登録手話通訳者は、聴障協に実績報告書(様式3)を提出する。

(6) 聴障協は四半期毎(7、10、1、4月の各10日まで)に実績を取りまとめ、派遣事業を実施した市町村に対して請求 する。(様式4)

### 【その他の実施方法】

頻繁に派遣依頼がある等の理由により、上記の方法により実施することが困難な市町村がある場合は、当該市町村と聴障協の協議により実施方法を別に定めることができる。ただし、市町村に対する請求時期(四半期毎)は変更することができないものとする。

#### 8 派遣利用料

「手話通訳者派遣基準」(別紙1) によるものとする。

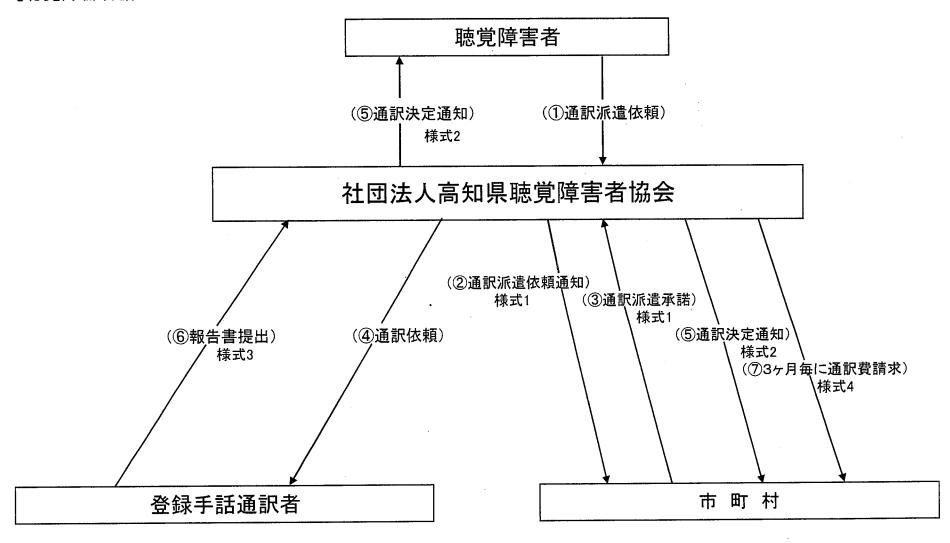
# 9 契約方法

実施要綱の内容を了承した市町村は、高知県に委任状 (別紙2) を提出し、高知県は聴障協と契約を締結する。

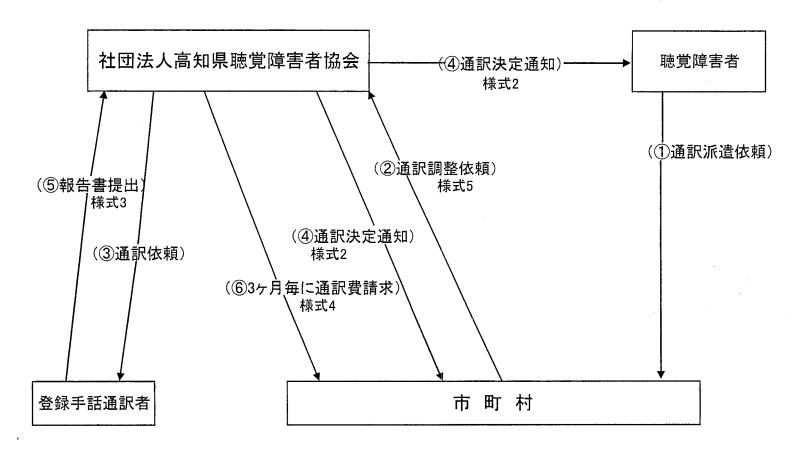
# 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成18年9月21日から施行する。
- 2 この要綱は平成20年7月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。



-32-



733

# 手話通訳者派遣基準 (手話通訳者1人当たり)

時間	金額
0.5時間まで	1,000 円
1時間まで	1,500 円
1. 5時間まで	2,000 円
2時間まで	2,500 円
2. 5時間まで	3,000 円
3時間まで	3,500 円
3. 5時間まで	4,000 円
4時間まで	4,500 円
4. 5時間まで	5,000 円
5時間まで	5,500 円
5時間超	6,000 円

20:00以降:500円加算

# 旅費は実費とする

自家用車を使用した場合、別添早見表を参照のこと。 派遣手数料:500円/件(電話、FAX代等)

# ◆派遣に必要な費用 報償費+旅費(実費)+派遣手数料

## 手話通訳者派遣事業委託契約書

手話通訳者派遣事業(以下「事業」という。)の委託について、別添市町村(以下「市町村」という。)から委任を受けた高知県(以下「甲」という。)と社団法人高知県聴覚障害者協会(以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(委託の内容)

第2条 甲が乙に委託する事業は、「手話通訳者派遣事業実施要綱」に定めるとおりとする。

(委託料)

第3条 市町村は、前条に規定する事業の遂行に要する費用(以下「委託料」という。)として、「手話通訳者派遣基準」に定める金額の範囲内で乙に支払うものとする。

(委託料の支払)

- 第4条 乙は、前条の委託料について、四半期毎に市町村に請求するものとする。
- 2 市町村は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、乙の請求書を受理した日から起算して15日以内に支払うものとする。

(遅延利息)

- 第5条 市町村の責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額を遅延利息として市町村に請求することができる。
- 2 前項の規定による遅延利息の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日 を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(委託期間)

第6条 委託期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

(契約の更新)

第7条 この期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、この契約はその後1年に限り更新されるものとし、その後の更新についても期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がなかったときは、同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、 又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらか

じめ甲が委託することが必要であると認めたときは、この限りではない。

(実地調査等)

第10条 市町村は、この事業の内容について随時実地に調査し、又は所要の報告を求める ことができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠っては ならない。

(グリーン購入)

第11条 乙は、事業の実施にあたって物品等を調達する場合は、甲の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(経理)

第12条 乙は、事業の収支に関する帳簿を、ほかの事業と区分して、経理しなければならない。

(事業の停止)

- 第13条 市町村は、次の各号の一に該当する場合は、事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は契約を解除し、既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。
  - (1) 乙が、この契約の条項に違反したとき。
  - (2) 乙が、事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

(危険負担)

- 第 14 条 委託業務を行うにあたり生じた損害 (第三者に及ぼした損害を含む。) については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市町村の責に帰すべき事由によるものについては、市町村が負担する。
- 2 市町村は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(秘密の保持)

第 15条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義の決定等)

第 17 条 この契約に関し疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項が生じた場合は、 甲乙及び市町村が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所に提訴するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1通を保有するものとする。

平成18年9月29日

甲 高 知 県契約担当者 高知県知事 橋 本 大二郎

乙 高知市越前町2丁目4番15号 社団法人高知県聴覚障害者協会 会長 山 中 睦 子